

倫理綱領

私たち株式会社和光の職員は、法人の定める諸規定に従い、社会理念に基づいた確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、誠実かつ公正に自らの職務を遂行しなければならない。ここに倫理綱領を定め、最善のサービスを提供するための規範とします。

1.生命の尊厳

職員は常に緊張感を持って、利用者様の安全確保に努め、利用者様お一人お一人をかけがえのない存在として大切に接し、心穏やかに生活していただけるよう努めます。

2.個人の尊重

職員は、利用者様の個性、主体性、可能性を尊重し、持てる能力を引き出せるよう努めます。

3.社会への参加

職員は、利用者様の年齢、障害の状態にかかわらず、社会参加できるよう努めます。

4.専門的な支援

職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、より良い支援ができるよう努めます。

5.職員としての自覚

職員は、常に社会から信任を受けるように努め、保健医療、教育等の関係機関と連携を図り、利用者様の問題解決に努めます。

6.人権の擁護

職員は、利用者様に対するいかなる差別、虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。